# 第62回

# 定時株主総会招集ご通知

日時

平成30年6月22日 (金曜日) 午前10時



東京都中央区日本橋小伝馬町7-2 古賀オールビル5階会議室

※ ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照いただき、お間違えのないようにご注意願います。

テクノロジー・イノベーションで明日を創る



#### 書面による議決権行使期限

平成30年6月21日 (木曜日) 午後5時45分まで

#### ミナトホールディングス株式会社

証券コード:6862

#### 目次

FO2凹足时怀土総云拍集と週和 I					
朱主総会参考	き書類 4				
第1号議案	吸収分割契約承認の件				
第2号議案	定款一部変更の件				
第3号議案	監査役3名選任の件				
第4号議案	補欠監査役1名選任の件				
第5号議案	ストックオプションとして新株予約権を				
	発行する件				
事業報告	20				
車結計算書類	頁 41				
計算書類	44				
監査報告書	47				

# 株主各位

東京都中央区日本橋小伝馬町7番2号 ミナトホールディングス株式会社 代表取締役社長 若 山 健 彦

# 第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月21日(木曜日)午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

出席もしくは郵送により有効に議決権を行使いただきました株主の皆様には、各議案の賛否にかかわらず、心ばかりの謝礼として、株主様お一人につき、QUOカード500円分をお贈りさせていただきますことを、併せてご案内申しあげます。

敬具

記

# 1 日 時

平成30年6月22日(金曜日)午前10時

#### 2 場 所

東京都中央区日本橋小伝馬町7-2 古賀オールビル5階会議室 (末尾の会場ご案内略図をご参照ください。)

# 3 目的事項

- 報告事項 1. 第62期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の 内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 2. 第62期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

第1号議案 吸収分割契約承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 監査役3名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

# 4 招集にあたっての決定事項

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(注)に掲載させていただきます。

当社は、以下の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(注)に掲載していますので、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、本招集ご通知及び本提供書面には、当該事項は記載しておりません。

- ① 業務の適正を確保するための体制
- ② 連結注記表
- ③ 個別注記表

会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類、計算書類並びに監査役が監査した事業報告は、本招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、当社ウェブサイト(注)に掲載している「法令及び定款に基づくインターネット開示事項」記載の内容となります。

(注) http://www.minato.co.jp

# 議決権行使についてのご案内

株主様における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権の行使には以下の2つの方法がございます。

## 株主総会ご出席



会場は古賀オールビルでございます。同封の議決権行使書用紙を会場受付にご 提出ください。また、本招集ご通知をご持参ください。

#### 株主総会開催日時

平成30年 6 月22日 (金) 午前10時

詳細は末尾のご案内をご覧ください。

#### 郵送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

#### 行使期限

平成30年 6 月21日 (木) 午後 5 時 45分 到着

# 株主の皆様へ

上記、いずれかの方法により、全議案に関して議決権を有効にご行使いただいた全ての株主の皆様には、各議案の賛否にかかわらず、心ばかりの謝礼として、株主様お一人につきQUOカード500円分をお贈りさせていただきますことを、ご案内申しあげます。

# 議案及び参考事項

# 第1号議案 吸収分割契約承認の件

#### 1. 吸収分割を行う理由

当社は、さらなる事業成長の加速化と企業価値の向上を実現するためには、市場環境の変化に柔軟に対応できるスピーディーな意思決定が可能な経営体制の構築、及びグループ会社に権限を委譲することによる経営責任の明確化が不可欠であるとの判断から、持株会社体制に移行する方針を決定いたしました。

このため、当社は平成30年10月1日をもって持株会社体制に移行するため、平成30年5月25日付で当社が営む電子機器・精密機器等の開発・製造・販売等及び環境関連機器・LED等関連機器の製造・販売等事業に関して有する権利義務を承継会社であるミナト・アドバンスト・テクノロジーズ株式会社に承継させる内容の吸収分割契約を締結いたしました。本議案は、上記吸収分割契約についてご承認をお願いするものであります。

#### 2. 吸収分割契約の内容の概要

# 吸収分割契約書 (写)

ミナトホールディングス株式会社(以下「分割会社」という。)とミナト・アドバンスト・テクノロジーズ株式会社(以下「承継会社」という。)は、次のとおり吸収分割契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

#### 第1条(吸収分割の方法)

分割会社は、本契約の定めるところに従い、第7条に規定する効力発生日をもって、吸収分割の方法により、分割会社の機構組織の一部であるMATカンパニーが営む電子機器・精密機器等の開発・製造・販売等及び環境関連機器・LED等関連機器の製造・販売等事業(以下、「本分割事業」という。)に関して分割会社が有する権利義務を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する(以下、「本吸収分割」という。)。

#### 第2条(商号及び住所)

分割会社及び承継会社の商号及び住所はそれぞれ次のとおりである。

(1) 分割会社: ミナトホールディングス株式会社

東京都中央区日本橋小伝馬町7番2号

(2) 承継会社: ミナト・アドバンスト・テクノロジーズ株式会社

神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地

#### 第3条(分割対価の交付)

承継会社は、本吸収分割に際し、分割会社に対して、承継会社の普通株式2,900株を発行し、その全てを第5条に規定する本承継対象権利義務に代えて割当交付する。

#### 第4条(増加する資本金及び準備金等の額)

本吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。 ただし、第7条に規定する効力発生日における本分割事業に係る資産及び負債の状態により、分割会社及び承継会社は協議の上、これを変更することができる。

(1) 資本金 金290,000,000円

(2) 資本準備金 会社計算規則第37条第1項に基づき承継会社が定める

(3) その他資本剰余金 会社計算規則第37条第1項に規定する株主資本等変動 額から、前各号の額を減じて得た額

(4) 利益準備金 0円

(5) その他利益剰余金 0円

#### 第5条(本吸収分割による承継する権利義務)

承継会社は、本吸収分割により、効力発生日において、本分割事業に関する別紙「承継権利義務明細表」記載の資産、負債、雇用契約その他の権利義務(以下、「本承継対象権利義務」という。)を分割会社から承継する。

2. 本吸収分割による分割会社から承継会社への債務の承継については、すべて重畳的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における分割会社・承継会社間の最終的な債務の負担者は承継会社とし、当該承継する債務について、分割会社が履行その他の負担をしたときは、分割会社は承継会社に対しその負担の全額について求償することができる。

# 第6条(分割承認決議)

分割会社及び承継会社は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する機関決定をそれぞれ行う。

#### 第7条(効力発生日)

本吸収分割の効力発生日は、平成30年10月1日とする。ただし、本吸収分割の手続の進行に応じ必要があるときは、分割会社と承継会社は協議の上、効力発生日を変更することができる。

## 第8条 (競業避止義務)

分割会社は、効力発生日以降も本分割事業について一切の競業避止義務を負わない。

6

#### 第9条 (会社財産の善管注意義務)

分割会社及び承継会社は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者 の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産又 は権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ分割会社と承継会社が協 議の上、実行する。

#### 第10条(移転手続)

本承継対象権利義務の承継に関して、登記、登録、通知、承諾等の手続が必要となる ものについては、分割会社及び承継会社は協力してその手続を行う。

# 第11条 (本契約の条件の変更及び解除)

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、 分割会社又は承継会社の資産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたとき、第6条 に定める分割会社及び承継会社の適法な機関決定又は法令の定める関係官庁等の承認等 が得られないとき、その他本吸収分割の目的の達成が困難となったときは、分割会社と 承継会社は協議の上、本吸収分割の条件を変更し、又は、本吸収分割を中止し、本契約 を解除することができる。

## 第12条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、 分割会社と承継会社は協議の上、これを決定する。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、分割会社と承継会社が記名押印の上、分割 会社及び承継会社が各1通を保有する。

#### 平成30年5月25日

東京都中央区日本橋小伝馬町7番2号 分割会社

ミナトホールディングス株式会社

代表取締役社長 若山

承継会社 神奈川県横浜市都筑区南山田町4105番地

代表取締役社長 八 川

EΠ

EΠ

ミナト・アドバンスト・テクノロジーズ株式会社

(別紙)

#### 承継権利義務明細表

承継会社が分割会社から承継する本分割事業に関する資産、負債、雇用契約その他の権利義務の明細は、下記のとおりとする。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成30年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本吸収分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

記

#### 1. 資産

承継会社が分割会社から承継する資産は、以下のとおりである。

(1) 流動資産

本吸収分割の効力発生日における、本分割事業に係る現金及び預金、受取手形、売掛金、製品、原材料、仕掛品、前払金、立替金、短期貸付金、未収金、前払費用、仮払金、貸倒引当金、その他流動資産。

(2) 固定資産

本吸収分割の効力発生日における、本分割事業に係る無形固定資産、工具器具備品、リース資産、その他固定資産。

#### 2. 負債

承継会社が分割会社から承継する負債は、以下のとおりである。

(1) 流動負債

本吸収分割の効力発生日における、本分割事業に係る支払手形、買掛金、未払費用、前受金、預り金、製品保証引当金、その他流動負債。

(2) 固定負債

本吸収分割の効力発生日における、本分割事業に係る退職給付債務、リース債務、その 他固定負債。

#### 3. 雇用契約

本吸収分割の効力発生日においてMATカンパニーに所属する従業員全員の雇用契約及びこれに基づく権利義務については、承継会社が分割会社から承継する。

#### 4. その他の権利義務

承継会社が分割会社から承継するその他の権利義務は、以下のとおりである。

- (1) 本吸収分割の効力発生日において、本分割事業に関して分割会社が締結している一切の 契約及びこれらの契約に基づく権利義務。
- (2) 本吸収分割の効力発生日において、本分割事業に関して分割会社が締結している動産の リース契約及びこれに基づく権利義務。
- (3) 本吸収分割の効力発生日において、本分割事業に関して分割会社が取得等している一切の許可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。

UJ F

3. 会社法施行規則第183条に定める内容の概要

- (1) 対価の相当性に関する事項
  - ① 交付する株式数に関する事項

承継会社であるミナト・アドバンスト・テクノロジーズ株式会社は、本吸収分割に際して、普通株式2,900株を発行し、これを全て分割会社である当社に割当て交付いたします。承継会社は当社の100%子会社であり、本吸収分割に際して承継会社が新たに発行する株式の全部を当社に交付するため、承継会社が交付する株式数については、両社で協議の上決定しており、相当であると判断いたしました。

② 吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額に関する事項 本吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額は以下のとおりであり、 本吸収分割後における承継会社の事業内容及び当社から承継する資産及び負債に照らし て相当な額であると判断いたしました。

資本金	金290,000,000円
資本準備金	会社計算規則第37条第1項に基づき承継会社が定める額
その他資本剰余金	会社計算規則第37条第1項に規定する株主資本等変動額から、 上記各金額を減じて得た額
利益準備金	0円
その他利益剰余金	0円

(2) 承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

承継会社は、平成30年4月9日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。承継会社の成立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

(単位:百万円)

科				金	額	科					金	額
(資 現	産 野	<i>o</i>	部) 金		10	(純 資	資	産 本	0	部) 金		10
資	産	合	計		10	負債	•	純 資	産	合 計		10

- (3) 承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の 状況に重要な影響を与える事象の内容 該当事項はございません。
- (4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社 財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 該当事項はございません。

# 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社、子会社及び持分法適用関連会社の事業の現状に即し、グループ経営体制の再編を今後、柔軟かつ機動的に行えるよう、現行定款第2条(目的)につきまして、当社が子会社及び持分法適用関連会社の事業を自ら営むことができるように変更するものであります。

また、当社は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されることを 条件として、平成30年10月1日をもって純粋持株会社体制に移行する予定でありますので、 持株会社としての性格をより明確にし、また、柔軟な役員体制を実現する観点から、現行定 款第2条(目的)及び第21条(代表取締役、役付取締役および相談役)の一部を変更する ものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所) 現行定款 変 更 定 款 案 (目的) (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とす 第2条 当会社は、次の各号に掲げる事業を営むこ と、並びに次の各号に掲げる事業を営む会社及 る。 びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又 は持分を保有することにより、当該会社の事業 活動を支配又は管理することを目的とする。 1. ~38. (省略) 1. ~38. (現行どおり) 39.電気通信機器の製作、販売並びに取付工事施 (新設) I (新設) 40.各種照明器具の製作、販売並びに設備工事 (新設) 41.各種時計並びに時計の側及び付属品の製造、 販売並びに設備工事 42.各種展示美術、模造美術及び室内装飾などの (新設) 企画、製作並びに設備工事 (新設) 43.各種標識・看板の企画、製作、販売並びに設 備丁事

現行定款	変更定款案
(新設)	44.上記6号、39号乃至43号記載の各工事の設計、管理、保守メンテナンス、解体、廃材処理及び請負
(新設)	45.電気通信機器、建築・土木工事用資材、照明 器具、時計、室内装飾品などの輸出入
(新設)	46.家具・調度品の販売に関する業務
39. 前1. から38. の事業を営む会社及びこれ に相当する事業を営む外国会社の株式又は持分 を所有することによるその会社の事業活動の支 配・管理	(削除)
<u>40</u> . 前各号に附帯関連する一切の事業	<u>47</u> .前各号に附帯関連する一切の事業
(代表取締役、役付取締役および相談役)	(代表取締役、役付取締役および相談役)
第21条 (省略)	第21条 (現行どおり)
② 取締役の決議によって、 <u>取締役会長、取締役</u> <u>副会長、取締役社長、取締役副社長各1名ならびに</u> 専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	② 取締役の決議によって、 <u>取締役会長、取締役</u> <u>社長各1名ならびに取締役副会長、取締役副社</u> <u>長、</u> 専務取締役、常務取締役各若干名を選定す ることができる。
③ (省略)	③ (現行どおり)

# 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員(3名)は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任を お願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
1 こ ぱやし まこと 小 林 実 (昭和29年5月24日生)	昭和52年4月 当社入社 平成18年4月 当社デバイスプログラマ事業部長 平成21年4月 当社技師長兼品質管理部長 平成24年10月 当社デバイスプログラマ事業部技師長及び品質管理担当 平成25年6月 当社取締役技師長及び品質管理担当 平成28年6月 当社監査役(現任) 平成30年4月 ミナト・アドバンスト・テクノロジーズ株式会社監査役(現任) 重要な兼職の状況 該当なし
所有する当社の株式の数 3,600株	監査役候補者とした理由
再 任	小林実氏は、技術部門及び品質管理部門において組織長、取締役を過去に務めており、当社における経営上の意思決定や業務の執行状況に関し、適正な監査を遂行することができる豊富な経験・知識等を有することから監査役としての役割・責任を適切に果たすことができるものと判断し、監査役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 小林実氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 当社と小林実氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)
2 美澤臣 一 (昭和35年6月22日生) 所有する当社の株式の数 0株 再任 社外監査役 独立役員	昭和59年4月 西武鉄道グループ入社 平成元年4月 大和証券株式会社入社 平成15年4月 有限会社MSアソシエイツ(現コ・クリエーションパートナーズ株式会社)設立 代表取締役(現任) 平成16年4月 トランスコスモス株式会社専務取締役CFO(最高財務責任者)平成20年9月 株式会社マクロミル社外取締役 平成22年6月 株式会社ナノ・メディア社外監査役 平成23年7月 株式会社ザッパラス社外取締役(現任)平成25年6月 当社社外監査役(現任)平成25年6月 当社社外監査役(現任)平成26年3月 ジグソー株式会社(現JIG-SAW株式会社)社外監査役平成28年3月 ジグソー株式会社(現JIG-SAW株式会社)社外取締役(監査等委員)(現任)  重要な兼職の状況 コ・クリエーションパートナーズ株式会社代表取締役株式会社ザッパラス社外取締役 JIG-SAW株式会社社外取締役(監査等委員)  社外監査役候補者とした理由
	美澤臣一氏は、経営者及び社外役員としての経歴を通じて培ってきた豊富な経験と幅広い見識を当社監査に活かしていただいていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 美澤臣一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 美澤臣一氏は、社外監査役候補者であります。
  - 3. 美澤臣一氏は、現在当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
  - 4. 当社は、美澤臣一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き指定を行う予定であります。
  - 5. 当社は、美澤臣一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害 賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合には、当 該契約を継続する予定であります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)			
3 なか ね とし かつ 中 根 敏 勝	昭和63年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行)入行 平成18年7月 住友信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行株式会社)入行 平成19年12月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成24年2月 中根法律事務所開設 平成25年6月 当社社外監査役(現任) 平成27年12月 弁護士法人サクセスト設立代表社員(現任)			
(昭和38年5月23日生)	重要な兼職の状況			
所有する当社の株式の数	弁護士法人サクセスト代表社員			
0株				
再 任	社外監査役候補者とした理由			
社外監査役	中根敏勝氏は、長年に亘る金融機関における経歴及び弁護士としての職務を通じて培ってきた豊富な経験、実績、見識を当社監査に活かしていただいていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 当社は、弁護士法人サクセストとの間で、弁護士業務に係る業務委託契約を締結しております。
  - 2. 中根敏勝氏は、社外監査役候補者であります。
  - 3. 中根敏勝氏は、現在当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
  - 4. 当社は、中根敏勝氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害 賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合には、当 該契約を継続する予定であります。

# 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)			
	昭和59年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 平成10年4月 同社法人営業第一部次長 平成12年5月 株式会社日本興業銀行入行営業第一部参事 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行新宿営業部次長 平成15年9月 株式会社東京スター銀行オリジネーション&ストラクチャリング部長 平成19年4月 同社コーポレートバンキンググループ グループリーダー			
たき がわ ひで のり <b>瀧 川 秀 則</b> (昭和36年9月3日生)	<ul> <li>平成21年2月 リッキービジネスソリューション株式会社マネージングディレクター</li> <li>平成22年6月 株式会社キャピタルメディカマネージャー 兼 株式会社エンカレッジパートナーズ 執行役員</li> <li>平成23年1月 株式会社キャピタルメディカ 執行役員管理部長</li> <li>平成24年9月 株式会社 LTCBネットワークス設立 代表取締役(現任)</li> </ul>			
所有する当社の株式の数 0株	平成 28年12月 株式会社フォーカス 社外取締役(現任) 重要な兼職の状況			
社外監査役	株式会社LTCBネットワークス代表取締役 株式会社フォーカス社外取締役			
補欠の社外監査役候補者とした理由				
	瀧川秀則氏は、長年に亘る金融機関における経歴及び経営者としての豊富な経験、実績及び知見を有しております。これらを活かした当社経営に対する監査と助言を期待し、補欠の社外監査役候補者としております。			

- (注) 1. 瀧川秀則氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 瀧川秀則氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
  - 3. 本議案が原案どおり承認可決され、瀧川秀則氏が社外監査役に就任される場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。

# 第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、下記の要領により当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、当社の取締役及び監査役に割り当てる新株予約権は、取締役及び監査役に対する金銭でない報酬等に該当し、またその額が確定していないため、昭和63年6月29日開催の第32回定時株主総会においてご承認いただいている確定金額報酬等とは別に、その具体的な内容及び算定方法についても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる取締役は7名(うち、社外取締役は1名)、監査役は3名となります。

記

- 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対しては、当社の業績向上に対する意欲や士気を 高め、企業価値を高めることを目的として、当社及び当社子会社の監査役に対しては、適正な 監査に対する意識を高めることを目的として、無償で新株予約権を発行するものであります。
- 2. 新株予約権の内容及び数の上限等
  - (1) 新株予約権の数の上限 1.600個を上限とする。
  - (2) 割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

# (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に前記(2)に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)に1.1を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当てを含む。)又は株式供合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後<br/>行使価額調整前<br/>行使価額株式数<br/>・株式数新規発行株式数 × 1株当たり払込金額<br/>・株式数<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>・<br/>

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する 普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株 式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み 替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式 交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額 は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。 (4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権発行の決議日から4年を経過した日より2年間とする。ただし、新株予約権を 行使する期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の 資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものと する。

#### (7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任又は定年退職した場合、もしくは当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

#### (8) 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権の割当日から権利行使期間の開始日の前日までの間のいずれかの日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が、割当日の終値に50%を乗じた価格(1円未満切り捨て)を下回った場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ③ 新株予約権者が権利行使をする前に、前記(7)に規定する条件により権利行使できなくなった場合は、当社は無償で新株予約権を取得する。

(9) 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以下を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(2)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件 等を勘案のうえ、前記(3)で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記 ③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間 前記(4)に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件 前記(7)に準じて決定する。
- ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項前記(5)に準じて決定する。
- ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑨ 新株予約権の取得事由 前記(8)に準じて決定する。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨て るものとする。

(11) その他の細日事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、委任に基づき募集事項を決定する取締役会において定める。

- 3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。
- 4. 取締役及び監査役の報酬等の具体的な算定方法

本新株予約権は、全体の上限を1,600個といたしますが、このうち、当社取締役及び監査役に割り当てる新株予約権の個数は、インセンティブとしての効果を鑑み、取締役及び監査役の報酬等としてそれぞれ600個、40個を本総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数の上限といたします。

なお、上記目的等に照らし、本新株予約権は取締役及び監査役の報酬等の内容として相当であると考えております。

当社取締役及び監査役の報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日において在任する取締役及び監査役に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額といたします。新株予約権1個当たりの公正価額は、割当日の株価及び行使価額等を用いてモンテカルロ・シミュレーションにより算定いたします。

以上

# 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、好調な企業収益を背景として設備投資が増加したほか、雇用環境の改善により個人消費が堅調に推移したこと等により景気回復基調を維持しました。一方、世界経済においては、金融資本市場の変動などのリスクはありながらも、米国や中国、新興国の経済は安定的に成長しており、緩やかな回復基調で推移しました。

このような状況のもと当社グループにおきましては、メモリーモジュール関連事業においてDRAM及びNANDの需給が引き締まったことが価格上昇や販売数の増加につながり、売上高及び利益が当初見込みを大きく上回ったほか、デバイス関連事業におきましては自動プログラミングシステム(ハンドラ)やプログラマ、変換アダプタの販売が好調に推移した結果、当社グループの当連結会計年度の業績は前連結会計年度と比べて大幅な増収増益となりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高13,886百万円と前連結会計年度と比べ5,904百万円(74.0%)の増収になりました。営業利益は252百万円と前連結会計年度と比べ132百万円(110.7%)の増益となり、経常利益は176百万円と前連結会計年度と比べ105百万円(147.6%)の増益、法人税等を差し引いた親会社株主に帰属する当期純利益は151百万円と前連結会計年度と比べ140百万円(1,247.1%)の増益となりました。

次に各事業部門の状況についてご説明申しあげます。

#### 「メモリーモジュール関連事業部門」

メモリーモジュール関連事業については、スマートフォンの大容量化に加え、クラウドサービス向けデータセンターの容量拡張やサーバー市場の旺盛な需要により、主要製品のDIMM (Dual Inline Memory Module) 及びSSD (Solid State Drive) の主要調達部材であるDRAMとNANDの需要が増大しました。NANDについては新世代品の歩留り向上により、上昇を続けていた価格が落ち着いてきたものの、DRAMについては半導体メーカーの投資不足の影響もあり製品の供給が逼迫し価格上昇が続きました。これらを要因としてDRAM及びNANDの需給が引き締まったことにより、同事業においては製品価格の上昇及び販売数が増加し、当初見込みを大きく上回る実績となりました。

これらの結果、当セグメントの売上高は11,826百万円と前連結会計年度と比べ5,825百万円(97.1%)の大幅な増収となりました。セグメント利益(営業利益)は391百万円と前連結会計年度と比べ71百万円(22.2%)の増益となりました。

# 「デバイス関連事業部門」

デバイス関連事業につきましては、国内電気メーカー様の東南アジア工場へのオートハンドラ「PH-M100」の納入に加え、国内ユーザー様向けにも同型機の納入があり、国内外での販売が拡大しております。プログラマ関連としましては、ROM書込みサービスにおいて、フラッシュメモリの市場への供給不足により当社顧客がROMを十分に確保できず、ROM書込みサービスへの発注が減少した影響で、前連結会計年度を下回る売上実績となったものの、車載機器向け、産業機器向けのプログラマ本体及び変換アダプタの販売は堅調に推移いたしました。

これらの結果、当セグメントの売上高は731百万円と前連結会計年度と比べ44百万円 (6.5%) の増収となりました。セグメント利益(営業利益)は118百万円と前連結会計年度と比べ26百万円(28.3%)の増益となりました。

#### 「タッチパネル関連事業部門」

タッチパネル関連事業については、デジタルサイネージ分野における企業向けショールームや商業施設などに向けた大型特注製品の売上が堅調に推移したことに加え、新たに取扱いを始めた業務用汎用ディスプレイの引合いが増えてきており、今後の売上拡大が期待されます。タッチパネル分野においては、中小型タッチパネル製品のうちATM向け製品の受注台数減少や国内アミューズメント向け製品の市場不振の影響等がありましたが、自動販売機向け製品が売上を牽引し、ほぼ計画通りの売上実績となりました。また、大型タッチパネル製品については、交通・公共機関向けの売上は安定的に推移したものの、大手ディスプレイメーカー向け製品は、受注台数減少により前連結会計年度を下回る売上実績となりました。

これらの結果、当セグメントの売上高は575百万円と前連結会計年度と比べ41百万円 (6.8%)の減収となりました。セグメント利益(営業利益)は高付加価値製品の販売等による効果もあり、36百万円と前連結会計年度と比べ19百万円(115.5%)の増益になりました。

#### 「システム開発関連事業部門」

システム開発関連事業については、従来の人材派遣型ビジネスの安定的な受注確保により、堅調に推移しました。加えて、事業拡大に向け取り組んできた受託開発案件においては、プロジェクト管理・品質管理を強化したことにより継続受注を可能にし、収支改善にもつながりました。今後は更なる受託開発の拡大並びにセキュリティ事業の推進に向けて、営業力を強化してまいります。

これらの結果、当セグメントの売上高は704百万円と前連結会計年度と比べ16百万円 (2.4%) の増収となりました。セグメント利益(営業利益) は39百万円と前連結会計年度と比べ1百万円 (3.9%) の増益になりました。

#### 「その他事業部門」

その他事業については、ウェブサイトの構築やマーケティングに関するコンサルティング業務等を営む日本ジョイントソリューションズ株式会社を前連結会計年度末に連結の範囲に加えているほか、企業の買収等の斡旋や仲介及びこれらに関するコンサルティング業務を行うミナト・フィナンシャル・パートナーズ株式会社等を育成事業としてその他事業と位置づけております。

当セグメントの売上高は70百万円、セグメント利益(営業利益)は2百万円の損失となりました。

- ② 設備投資の状況 当連結会計年度において、本店移転に伴う事務所開設費用として12百万円の設備投資 を実施いたしました。
- ③ 資金調達の状況 財務基盤強化及び仕入コスト増加に対応するため、長・短期借入及び社債発行により 2.845百万円の資金を調達いたしました。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 事業年度末日後の平成30年5月10日付で日本サインホールディングス株式会社の株式 (40%超)を取得し、同社を持分法適用関連会社といたしました。

#### (2) 財産及び損益の状況

	<u>X</u>	分	第59期 (平成26年度)	第60期 (平成27年度)	第61期 (平成28年度)	第62期 (当連結会計年度) (平成29年度)
売	上	高 (千円)	2,278,561	2,114,688	7,981,443	13,886,422
する	社株主に 当期純 期純損失	利益(千円)	△110,385	△70,422	11,252	151,576
当期	k 当 た 純利益 純損失	又は (円)	△24.97	△15.16	1.54	20.66
純	資	産 (千円)	906,739	1,936,226	2,213,323	2,437,851

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失については、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
  - 2. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、1株当たり当期純利益又は当期純損失については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。
  - 3. 当社は、平成29年10月1日付で当社株式について5株を1株とする株式併合を行いました。これに伴い、第59 期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1 株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。

#### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係 該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
サンマックス・テクノロジ ーズ株式会社	130百万円	100%	メモリーモジュール関連製品の製 造、販売
港御(上海)信息技術有限公司	25万米ドル	100%	デバイスプログラマ関連製品の販 売及び関連サービスの提供等
ミナト・フィナンシャル・ パートナーズ株式会社	30百万円	100%	企業の買収等の斡旋、仲介及びこ れらに関するコンサルティング業 務
日本ジョイントソリューションズ株式会社	20百万円	100%	Webコンテンツの企画制作及び 保守サービスの提供
株式会社イーアイティー	90百万円	90%	情報処理システム開発及び技術者 の派遣
スマートレスポンス株式会社	5百万円	50%	フィンテック事業関連サービスの 提供

- (注) 1. 当社の連結対象子会社は6社であります。
  - 2. 平成29年8月28日付でサンマックス・テクノロジーズ株式会社の資本金を30百万円から130百万円に増資いたしました。
  - 3. 当社は、事業年度末日後の平成30年4月9日付で、当社100%出資のミナト・アドバンスト・テクノロジーズ株式会社を設立し、子会社といたしました。

# ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

名 称	住 所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
サンマックス・テクノロ ジーズ株式会社	東京都中央区日本橋小 伝馬町7-2	1,032百万円	3,378百万円

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの課題は、継続的な業績の安定性を確保するとともに、高い成長性を維持していくことであります。

今後の見通しにつきましては、メモリーモジュール関連事業は積極的な営業展開により堅調に収益が伸び、デバイス関連事業及びタッチパネル関連事業は他社との協業や海外展開により、システム開発関連事業は受託開発やセキュリティ事業の拡大により順調に推移していくものとみております。

このような環境で、当社グループとしましては平成29年5月にITD Lab株式会社と業務提携契約を締結し、インテリジェント・ステレオカメラ事業に新規参入しました。また、平成30年4月には日本サインホールディングス株式会社とサイン事業及び広告事業に関する資本業務提携を行い、同社を持分法適用関連会社化しました。今後も新規事業の立ち上げやM&Aを積極的に進めるとともに、既存事業の拡大に取り組んでまいります。

#### **(5) 主要な事業内容** (平成30年3月31日現在)

当社グループは下記製品製造、販売及びサービスの提供を主たる事業内容としております。

	部	門	別		主要製品
ν.	メモリーモジュール関連事業		= 業	DIMM (Dual Inline Memory Module) と呼ばれる産業機器用途向けコ	
		ノユ 	77 因注	<b>→</b> ★	ンピュータ記憶装置
<u>-"</u>	バイ	フ悶	油 車	丵	デバイスプログラマ、オートハンドラ、変換アダプタ、ROM書込みサービ
	デ バ イ ス 関 連 事 業		木	スその他	
9	ッチパ	ネル	関連事	業	タッチパネル、デジタルサイネージ
シ	ステム	開発	関連事	業	情報処理システム開発及び技術者の派遣
					LED、電解水生成器、太陽光発電(売電含む)、インテリジェント・ステレ
そ	$\mathcal{O}$	他	事	業	オカメラ、企業の買収等の斡旋、仲介及びこれらに関するコンサルティング
					業務

# **(6) 主要な営業所及び工場** (平成30年3月31日現在)

① 当 社

区		分	所 在 地			
本		社	東京都中央区			
事	業	所	横浜事業所(神奈川県横浜市)			
営	業	所	大阪営業所(大阪府大阪市)			
			福岡営業所(福岡県福岡市)			
			バンコク連絡事務所(タイ バンコク)			

# ② 子 会 社

会 社 名	区分	所 在 地
サンマックス・テクノロジーズ株式会社	本 社	東京都中央区
港御(上海)信息技術有限公司	本 社	中国上海自由貿易試験区
	営 業 所	東莞連絡事務所(中国広東省東莞市)
	プログラミングセンター	東莞(中国広東省東莞市)
	プログラミングセンター	上海(中国上海自由貿易試験区)
	プログラミングセンター	蘇州 (中国江蘇省蘇州高新区)
ミナト・フィナンシャル・パートナーズ株式会社	本 社	東京都中央区
日本ジョイントソリューションズ株式会社	本 社	東京都中央区
株式会社イーアイティー	本 社	東京都千代田区
	事 業 所	大阪事業所(大阪府大阪市)
	営 業 所	福岡営業所 (福岡県福岡市)
スマートレスポンス株式会社	本 社	東京都中央区

# (7) 使用人の状況 (平成30年3月31日現在)

# ① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前年度末比増減
メモリーモジュール関連事業	22 (1) 名	3 ( 0) 名
デ バ イ ス 関 連 事 業	33 (24)	△7 ( 0)
タッチパネル関連事業	11 ( 3)	△8 ( 0)
システム開発関連事業	74 ( 7)	5 ( 0)
そ の 他	9 ( 2)	△3 (△1)
合 計	149 (37)	△10 (△1)

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

# ② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	龄	平	均	勤	続	年	数
50 (29) 名				△19 (△2) 名		46	歳				15.	2年		

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は ( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

# **(8) 主要な借入先の状況** (平成30年3月31日現在)

借入	走	借	入	残	高
株式会社三菱東京UFJ銀	行		1,69	5百万円	
株式会社三井住友銀	行		1,05	66	
株式会社りそな銀	行		84	.4	
株 式 会 社 京 葉 銀	行		63	6	
株式会社日本政策金融公	庫		42	.8	
株 式 会 社 北 陸 銀	行		23	0	
株式会社東日本銀	行		20	00	
株式会社商工組合中央金	庫		18	80	

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)、株式会社三井住友銀行及び株式会社りそな銀行の借入金残高には、株式会社三菱東京UFJ銀行を幹事とする金融機関3社によるシンジケートローンの残高140百万円の一部が含まれております。

# (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

# **2. 株式の状況**(平成30年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

28,800,000株

(2) 発行済株式の総数

7,434,880株

(3) 株主数

3,234名

# (4) 大株主 (上位10名)

株	主	名	持	· 数	持株	比率
若	山 健	彦	360,0	)50株		4.84%
株式会	社 S B I	証券	203,4	100		2.74
松井証	券 株 式	会 社	178,0	000		2.40
JII	⊞ 勝	大	140,0	000		1.88
日本証	券 金 融 株 ュ	式 会 社	116,5	500		1.57
入交グル	一プ本社株	式会社	114,7	'60		1.54
BANK JULIU	JS BAER AND CO	D., LTD.	90,0	000		1.21
橋 :	本    斉	市	88,3	800		1.19
GMO7	リック証券株	式会社	80,6	000		1.08
相	澤	均	76,0	000		1.02

(注) 持株比率は自己株式(2,999株)を控除して計算しております。

# (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年10月1日付で当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、当社株式について5株を1株とする株式併合を行いました。

# 3. 新株予約権等の状況

# (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成30年3月31日現在)

①平成27年9月28日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

名    称	第4回新株予約権				
新株予約権の総数	1,733個				
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 346,600株 (新株予約権1個につき200株)				
新株予約権の払込金額	_				
新株予約権の払込期日	_				
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株につき515円 (新株予約権 1 個当たり103,000円)				
新株予約権の行使期間	平成31年9月29日から平成33年9月28日まで				
新株予約権の行使により株式を発行する場合における 増加する資本金及び資本準備金 新株予約権の行使の条件	1. 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2 分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が 生じたときは、その端数を切り上げた額とする。 2. 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額 から増加する資本金の額を減じた額とする。 1. 権利行使時において、当社もしくは当社子会社の 取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位 を保有している場合に限り行使することができ る。ただし、任期満了によって退任又は定年退職 した場合、もしくは当社取締役会が正当な理由が あると認めた場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による				
保有者数	権利行使は認めない。     当社取締役				

(注) 当社は、平成29年10月1日付で当社株式について5株を1株とする株式併合を行いました。これに伴い、新株予約権の目的である株式の数、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額について、所要の調整をしております。

# ②平成28年9月27日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

名    称	第6回新株予約権
新株予約権の総数	1,642個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 328,400株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	_
新株予約権の払込期日	_
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株につき495円 (新株予約権1個当たり99,000円)
新株予約権の行使期間	平成32年9月28日から平成34年9月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における 増加する資本金及び資本準備金	1. 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2 分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が 生じたときは、その端数を切り上げた額とする。 2. 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額 から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	1. 権利行使時において、当社もしくは当社子会社の 取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位 を保有している場合に限り行使することができ る。ただし、任期満了によって退任又は定年退職 した場合、もしくは当社取締役会が正当な理由が あると認めた場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による 権利行使は認めない。
保有者数	当社取締役 (社外取締役を除く)7名 400個当社社外取締役1名 20個当社監査役3名 30個

(注) 当社は、平成29年10月1日付で当社株式について5株を1株とする株式併合を行いました。これに伴い、新株予約権の目的である株式の数、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額について、所要の調整をしております。

# (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

平成29年12月20日開催の取締役会決議及び平成30年1月12日の会社法第370条(取締役会の決議に替わる書面決議)による決議に基づき発行した新株予約権

名    称	第7回新株予約権
新株予約権の総数	604個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 120,800株 (新株予約権 1 個につき200株)
新株予約権の払込金額	_
新株予約権の払込期日	_
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株につき645円 (新株予約権1個当たり129,000円)
新株予約権の行使期間	平成33年12月21日から平成35年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における 増加する資本金及び資本準備金	1. 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2 分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が 生じたときは、その端数を切り上げた額とする。 2. 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額 から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	1. 権利行使時において、当社もしくは当社子会社の 取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位 を保有している場合に限り行使することができ る。ただし、任期満了によって退任又は定年退職 した場合、もしくは当社取締役会が正当な理由が あると認めた場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による 権利行使は認めない。
交付者数	当社従業員60名 216個当社子会社取締役7名 99個当社子会社従業員89名 289個

# (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

①平成26年2月26日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

名    称	第2回新株予約権
新株予約権の総数	8,716個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 331,208株 (新株予約権 1 個につき38株)
新株予約権の払込金額	_
新株予約権の払込期日	_
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株につき380円 (新株予約権 1 個当たり14,440円)
新株予約権の行使期間	平成27年4月8日から平成30年4月7日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における 増加する資本金及び資本準備金	1. 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の 定めるところに従って算定された資本金等増加限 度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未 満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額 とする。 2. 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額 より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、当社の普通株式の発行済種類株式総数が当該時点における当社の発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、行使ができない。 2. 新株予約権者が保有する新株予約権の数に割当株式数を乗じて得られる数が当社の単元株式数以上である場合は、行使によって交付される株式の数が当社の単元株式数の整数倍となるように行使しなければならない。

名    称	第2回新株予約権
名	第2回新株予約権 3. 新株予約権者は、以下に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の新株予約権を行使できなくなる。 ① 当社又は当社の子会社の使用人(執行役員含む。)である場合において、当社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合 ② 当社又は当社の子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項第3号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
	③ 当社又は当社の子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合、もしくは会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合 ④ 当社又は当社の子会社の監査役である場合において、会社法第335条第1項で準用される同法第331条第1項第3号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
割当先	株式会社イーアイティーとの株式交換の際に、保有株 式数と同数の新株予約権を各株主に割当てた。

- (注) 1. 平成30年3月31日現在、第2回新株予約権の残存個数は1,257個、残存株式数は47,766株となっております。
  - 2. 当社は、平成29年10月1日付で当社株式について5株を1株とする株式併合を行いました。これに伴い、新株予約権の目的である株式の数、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額について、所要の調整をしております。

#### ②平成28年1月19日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

名    称	第5回新株予約権
新株予約権の総数	7,721個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 1,544,200株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	9,504,551円
新株予約権の払込期日	平成28年2月4日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき505円 (新株予約権1個当たり101,000円)
新株予約権の行使期間	平成28年2月5日から平成31年2月4日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における 増加する資本金及び資本準備金	1. 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2 分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が 生じたときは、その端数を切り上げた額とする。 2. 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額 から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
割当先ごとの割当数	Brillance Hedge Fund 2,574個 合同会社PTB 1,980個 株式会社和円商事 1,485個 Brillance Multi Strategy Fund 1,386個 有限会社Cyberize 148個 株式会社Financial Bridge 148個

- (注) 1. 平成30年3月31日現在、第5回新株予約権の残存個数は1,030個、残存株式数は206,000株となっております。
  - 2. 当社は、平成29年10月1日付で当社株式について5株を1株とする株式併合を行いました。これに伴い、新株予約権の目的である株式の数、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額について、所要の調整をしております。

# 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況

(平成30年3月31日現在)

会社にお ける地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社長執行役員	若山健彦	サンマックス・テクノロジーズ株式会社代表取締役会長 株式会社イーアイティー代表取締役会長 日本ジョイントソリューションズ株式会社代表取締役会長 港御(上海)信息技術有限公司董事長 株式会社スマートレスポンス取締役会長 ミナト・フィナンシャル・パートナーズ株式会社代表取締役会長 株式会社フリーダム・キャピタル代表取締役 ソーシャルワイヤー株式会社社外取締役 株式会社PANDASTUDIO.TV取締役
取 締 役 会長執行役員	岡田高行	ミナトTSSカンパニーチェアマン メタウォーター株式会社顧問
取 締 役副社長執行役員	小川敏男	ミナトTSSカンパニープレジデント サンマックス・テクノロジーズ株式会社監査役 株式会社イーアイティー監査役 ミナト・フィナンシャル・パートナーズ株式会社取締役 日本ジョイントソリューションズ株式会社取締役
常務取締役 執行役員	相 澤 均	ミナトデバイスカンパニーチェアマン サンマックス・テクノロジーズ株式会社代表取締役
取締役執行役員	伊藤信雄	経営企画部門長 サンマックス・テクノロジーズ株式会社取締役 ミナト・フィナンシャル・パートナーズ株式会社代表取締役 日本ジョイントソリューションズ株式会社監査役 株式会社スマートレスポンス取締役 証券設計株式会社代表取締役 ユナイテッド・マネージャーズ・ジャパン株式会社監査役
取 締 役 執 行 役 員	門井豊	管理部門長 ミナト・フィナンシャル・パートナーズ株式会社監査役
取 締 役 執 行 役 員	島田雄司	ミナトデバイスカンパニープレジデント
取締役	児 玉 純 一	JNアライアンス合同会社代表執行役社長 Afero Japan株式会社取締役

	会社にお ける地位 氏		氏名担当及び			担当及び重要な兼職の状況	
常茧	助監査	査 役	小	林		実	
監	査	役	美	澤	臣	_	コ・クリエーションパートナーズ株式会社代表取締役 株式会社ザッパラス社外取締役 JIG-SAW株式会社社外取締役(監査等委員)
監	查	役	中	根	敏	勝	弁護士法人サクセスト代表社員

- (注) 1. 平成29年6月28日開催の第61回定時株主総会において相澤均氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。
  - 2. 取締役児玉純一氏は、社外取締役であります。
  - 3. 監査役美澤臣一氏及び監査役中根敏勝氏は、社外監査役であります。
  - 4. 監査役中根敏勝氏は、金融機関での経歴並びに弁護士としての職務を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 5. 当社は、監査役美澤臣一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

佐藤昌弘氏は、平成29年6月28日付で、任期満了により取締役を退任いたしております。

#### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	9名 (1)	39,528千円 (3,755千円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (2)	13,707千円 (5,375千円)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	11 (3)	53,236千円 (9,130千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  - 2. 上記報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額 (取締役4,878千円、監査役872千円) を含んでおります。
  - 3. 取締役の報酬限度額は、昭和63年6月29日開催の第32回定時株主総会において月額10,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
  - 4. 監査役の報酬限度額は、昭和63年6月29日開催の第32回定時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。

#### (5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

`								
	にお 地位	氏	名	兼職の状況	当該他の法人等との関係			
取糸	筛 役	児玉	純一	JNアライアンス合同会社代表執行役社長 Afero Japan株式会社取締役	当社と各社との間には特別な関 係はありません。			
監査	查 役	美澤	臣一	コ・クリエーションパートナーズ株式会社代表取締役 株式会社ザッパラス社外取締役 JIG-SAW株式会社社外取締役(監査等委員)	当社と各社との間には特別な関係はありません。			
監査	查 役	中根	敏勝	弁護士法人サクセスト代表社員	当社は弁護士法人サクセストと の間で弁護士業務に係る業務委 託契約を締結しております。			

#### ②当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

丘	√	取締役会(	13回開催)	監査役会(	12回開催)
氏	名	出席回数	出 席 率	出席回数	出 席 率
取締役児	玉 純 一	13回	100%	-0	-%
監査役美	澤臣一	13	100	12	100
監査役 中	根敏勝	13	100	11	92

- (注) 1. 社外取締役児玉純一氏につきましては、主に出身分野である情報産業機器分野を通じて培ってきた知識・見地から発言を行っております。
  - 2. 社外監査役美澤臣一氏及び中根敏勝氏は、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を適宜行っております。また、中根敏勝氏は、主に弁護士としての専門的見地から必要に応じ当社経営上有用な指摘、意見を述べております。
  - 3. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

#### 5. 会計監査人の状況

#### (1) 名称 三優監査法人

#### (2) 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		23,0	000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		23,0	000

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由について 監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価と いった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等 を同意しております。
  - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等 の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づいて、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項はありません。

### 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

			(単位・十円)
科目	金額	科    目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,874,592	流動負債	5,286,609
現金及び預金	3,099,975	支払手形及び買掛金	547,636
受取手形及び売掛金	2,229,722	1年内償還予定の社債	30,000
商品及び製品	789,338	短期借入金	3,785,000
性 掛 品	37,000	1年内返済予定の長期借入金	712,711
原材料及び貯蔵品	947,408	未払金	104,489
前渡金	534,118	リース債務	7,896
	48,068	未払法人税等	31,085
	203,469		620
		製品保証引当金	
算 倒 引 当 金	△14,509	賞 与 引 当 金	24,020
固定資産	1,252,386	その他	43,150
有形固定資産	972,658	固定負債	1,404,959
建物及び構築物	116,966	社 債	105,000
土 地	635,450	長期借入金	1,104,004
その他	220,241	リース債務	15,493
無形固定資産	161,358	繰 延 税 金 負 債	1,000
o h h	124,516	再評価に係る繰延税金負債	94,429
リース資産	17,447	退職給付に係る負債	81,486
その他	19,393	そ の 他	3,544
投資その他の資産	118,368	負 債 合 計	6,691,568
投資有価証券	73,217	(純資産の部)	
破産更生債権等	42,794	株 主 資 本	2,431,690
そ の 他	45,275	資 本 金	989,885
貸 倒 引 当 金	△42,918	資本剰余金	1,381,624
繰 延 資 産	2,441	利益剰余金	61,679
社 債 発 行 費	2,441	自己株式	△1,499
	,	その他の包括利益累計額	△ <b>73,240</b>
		その他有価証券評価差額金	△ <b>327</b>
		土地再評価差額金	
		為替換算調整勘定	1,068
		新株子約権	58,127
		非支配株主持分	21,273
		純 資 産 合 計	2,437,851
資 産 合 計	9,129,420	負債及び純資産合計	9,129,420
, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	3,123,120	スススマルスたしの	5,125,120

# 連結損益計算書

【平成29年4月1日から】 平成30年3月31日まで】

				科								金	額
売				上				高					13,886,422
売			上		鳫	亰		価					12,467,628
	売			上		総		;	利		益		1,418,793
販	売	費	及	び -	一 舟	殳 管	重	費					1,166,793
	営			業	ŧ			利			益		252,000
営		業		外		収		益					
	受			取		賃		1	貸		料	10,400	
	助			成		金		J	収		入	3,418	
	貸	1	到	引	<u>11</u>	á	金	戻	J		額	601	
	不		動		産		売		却		益	10,364	
	そ					$\mathcal{O}$					他	2,157	26,941
営		業		外		費		用					
	支			払	4			利			息	22,702	
	資		金		調		達		費		用	3,000	
	為			犎	Ē			差			損	72,583	
	そ					$\mathcal{O}$					他	4,347	102,633
	経			常	ji S			利			益		176,307
特			別		禾	IJ		益					
	古		定	資	Ĭ	産		売	却		益	647	647
特			別		揁	Ę		失					
	古		定	資	Ĭ	産		除	却		損	0	0
秃	兑 :	金	等	調	整	前	当	期	純	利	益		176,955
>	去。	人	税、	住	民	税	及	$\Omega_{i}$	事	業	税		53,051
>	去	)		税		等		調	整		額		△31,506
<u>}</u>	当		其	月		純		<b>Ŧ</b>	ij		益		155,410
ŧ	丰 支	配	株	主に	帰	属	する	当	期紅	11 利	益		3,833
亲	見会	注社	株	主に	帰	属	する	当	期紅	11 利	益		151,576

## 連結株主資本等変動計算書

【平成29年4月1日から】 平成30年3月31日まで】

			株	主	本	
	資	本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高		962,593	1,354,332	△89,896	△1,334	2,225,694
当連結会計年度変動額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		27,292	27,292			54,585
親会社株主に帰属する当期純利益				151,576		151,576
自己株式の取得					△165	△165
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)						
当連結会計年度変動額合計		27,292	27,292	151,576	△165	205,996
当連結会計年度末残高		989,885	1,381,624	61,679	△1,499	2,431,690

	そ	の他の包括	舌利益累計	額			
	そ の 他 有価証券評価 差 額 金	土地再評価 差額 金	為替換算調整 勘 定	その他の包括利益累額	新 株 予 約 権	非支配株主 持 分	純 資 産合 計
当連結会計年度期首残高	1,305	△73,858	△589	△73,141	43,330	17,439	2,213,323
当連結会計年度変動額							
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)							54,585
親会社株主に帰属する当期純利益							151,576
自己株式の取得							△165
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△1,633	△123	1,658	△99	14,796	3,833	18,531
当連結会計年度変動額合計	△1,633	△123	1,658	△99	14,796	3,833	224,528
当連結会計年度末残高	△327	△73,981	1,068	△73,240	58,127	21,273	2,437,851

# 貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

科    目	金額	科目	金 額
(動) 現受電売製原仕貯前前未繰そ貸 有) 建構機車工土リ建・電ソソリ資投関出関関破長そ貸 延度 金子 り	1,019,178 248,528 20,539 69,498 377,158 63,160 93,124 36,375 109 126 5,067 19,744 26,951 58,908 △114 2,357,060 877,314 109,416 212 0 0 119,200 635,450 4,319 8,716 10,995 2,831 6,210 1,735 218 1,468,568 56,309 1,206,301 820 29,099 160,000 42,794 △42,794 △42,794 2,411	一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次	698,376 53,188 79,834 30,000 380,000 74,200 1,884 41,580 12,037 14,402 4,108 6,519 620 395,207 105,000 154,400 2,712 1,000 94,429 35,622 2,042 1,093,583  2,298,682 989,885 1,368,256 1,033,192 335,063 △57,959 △57,959 △57,959 △57,959 △57,959 △1,499 △71,713 2,268 △73,981 58,127
Market	2,411	純 <u>資産合計</u> 負債及び純資産合計	2,285,096
資産 合計	3,378,680	負債及び純資産合計	3,378,680

# 損益計算書

【平成29年4月1日から】 平成30年3月31日まで】

				科						金	額
売				上			高				1,481,311
売			上		房	Ę	価				739,331
	売			上		総	禾	IJ	益		741,980
販	売	費	及	Ω, –	- 船	计管	理費				697,845
	営			業			利		益		44,134
営		業		外		収	益				
	受			取		賃	貸	Ę.	料	10,400	
	そ					$\mathcal{O}$			他	1,940	12,340
営		業		外		費	用				
	支			払			利		息	5,094	
	為			替			差		損	1,074	
	そ					$\mathcal{O}$			他	2,295	8,464
	経			常			利		益		48,009
特			別		禾	IJ	益				
	古		定	資		産	売	却	益	647	647
特			別		損	Į	失				
	古		定	資		産	除	却	損	0	0
利	兑	引		前	当	其	月 純	利	益		48,657
\ \frac{1}{2}	去	人	税、	住	民	税	及び	事業	税		△32,416
1 %	去	人		税		等	調	整	額		△22,110
=	<b>当</b>		其	明		純	利.	J	益		103,184

# 株主資本等変動計算書

【平成29年4月1日から】 平成30年3月31日まで】

						株		主	資		本	
						資本剰余金			利益剰余金			
					資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金繰越利益	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合 計
当	期	首		高	062 502	1,005,899	225.062	1,340,963	剰 余 金	△161,144	∧ 1 22 <i>1</i>	2,141,078
					902,393	1,005,699	333,003	1,340,903	△101,144	△101,144	△1,334	2,141,070
当	期	変	動	額								
新 ( <del>)</del>	f 株 新 株 予	の ・約 権	発 奮の行	行 使)	27,292	27,292		27,292				54,585
<u> 11</u>	期	純	利	益					103,184	103,184		103,184
É	1 己 杉	* 式	の取	得							△165	△165
材の		本 以変 動	外 の 項 額 (純	€ 目 額)								
当	期変	動	額合	計	27,292	27,292		27,292	103,184	103,184	△165	157,604
当	期	末	残	高	989,885	1,033,192	335,063	1,368,256	△57,959	△57,959	△1,499	2,298,682

	評価	・換算差			
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価差 解 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	1,305	△73,858	△72,552	43,330	2,111,856
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)					54,585
当 期 純 利 益					103,184
自己株式の取得					△165
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	962	△123	838	14,796	15,635
当期変動額合計	962	△123	838	14,796	173,240
当 期 末 残 高	2,268	△73,981	△71,713	58,127	2,285,096

#### 連結計算書類に係る会計監査報告

#### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月22日

ミナトホールディングス株式会社 取締役会 御中

#### 三優監査法人

指 定 社 員  $\triangle Z$  公認会計士 岩 田 亘 人  $\triangle D$  指 定 社 員  $\triangle D$  公認会計士 瀬 尾 佳 之  $\triangle D$  業務執行社員  $\triangle D$  公認会計士 瀬 尾 佳 之  $\triangle D$ 

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ミナトホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミナトホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

#### 計算書類に係る会計監査報告

#### 独立監査人の監査報告書

平成30年5月22日

ミナトホールディングス株式会社 取締役会 御中

#### 三 優 監 杳 法 人

指 定 社 員  $\triangle Z$  公認会計士 岩 田 亘 人  $\triangle D$  指 定 社 員  $\triangle D$  公認会計士 瀬 尾 佳 之  $\triangle D$  業務執行社員  $\triangle D$  公認会計士 瀬 尾 佳 之  $\triangle D$ 

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミナトホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重 要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意 見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手 続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。ま た、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も 含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

#### 監査役会の監査報告

#### 監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
  - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 3. 監査役の意見

特記すべき異なる監査意見はありません。

4. 重要な後発事象 特記すべき後発事象はありません。

平成30年5月24日

ミナトホールディングス株式会社 監査役会 常勤監査役 小 林 実 印 社外監査役 美 澤 臣 一 印 社外監査役 中 根 敏 勝 印

以上

$\langle \times$	Ŧ	欄〉			

### 株主総会会場ご案内略図

会場 東京都中央区日本橋小伝馬町7-2

## 古賀オールビル5階 会議室



 交通
 東京メトロ日比谷線
 「小伝馬町」駅
 2番出口
 徒歩約1分

 J R 京浜東北線・山手線・中央線
 「神田」駅
 南ロ
 徒歩約10分

 J R総武線
 「新日本橋」駅
 5番出口
 徒歩約7分

都営地下鉄新宿線 「岩本町」駅 A4出□ 徒歩約7分

<sup>※</sup>駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。